

指導検査基準 夜間対応型訪問介護

基本的考え方及び確認する観点	根拠法令	確認書類等
I 基本方針		
1 基本方針 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとなっているか。 2 指定夜間対応型訪問介護 指定夜間対応型訪問介護は、次のサービスを一括して提供しているか。 イ 定期巡回サービス ロ オペレーションセンターサービス ハ 随時訪問サービス	法第 78 条の 3 第 1 項 区条例第 9 号第 45 条 区条例第 9 号第 46 条	・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット
II 人員に関する基準		
1 訪問介護員等の員数 (1)オペレーションセンター従業者数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じてオペレーター（※1）1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者（面接相談員（※2））として 1 以上確保されるために必要な員数となっているか。	区条例第 9 号第 47 条	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表、雇用契約書 ・介護記録、資格証明書 ・職員履歴書 ・出勤簿

<p>(2) オペレーターは、下記の資格のいずれかを有しているか。</p> <p>イ 看護師・准看護師</p> <p>ロ 介護福祉士</p> <p>ハ 医師</p> <p>ニ 保健師</p> <p>ホ 社会福祉士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切な定期巡回サービスを提供するために必要な員数となっているか。</p> <p>(4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な員数となっているか。</p> <p>(5) オペレーターは、専らその職務に従事する者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事できる。</p> <p>(6) 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>① 指定短期入所生活介護事業所、② 指定短期入所療養介護事業所、③ 指定特定施設</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所、⑥ 指定地域密着型特定施設</p> <p>⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設、⑧ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、⑨ 指定介護老人福祉施設</p> <p>⑩ 介護老人保健施設、⑪ 指定介護療養型医療施設、⑫ 介護医療院</p> <p>(7) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事できる。</p> <p>(8) 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び</p>		
---	--	--

<p>前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>(9) 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>2 管理者</p> <p>管理者は常勤専従となっているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができる。</p>	<p>区条例第9号第48条</p>	
<p>III 設備に関する基準</p>		
<p>1 設備及び備品等</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>(2) オペレーションセンターには、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>イ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等。ただし、当該事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保し、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <p>ロ 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等</p> <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は配布する必要はない。</p>	<p>区条例第9号第49条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 設備、備品台帳 ・ 変更届の控、指定申請書 ・ 運営規程

IV 運営に関する基準		
<p>1 管理者等の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑨ その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事</p>	<p>区条例第9号第54条</p> <p>区条例第9号第55条</p> <p>区条例第9号第56条</p>	<p>・業務日誌</p> <p>・運営規程 ・重要事項説明書</p> <p>・雇用の形態（常勤・非常</p>

<p>業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか。ただし指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないときは、区長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>(3) オペレーションサービスについては、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族からの通報を受けることができるか。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定夜間対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>		<p>勤) がわかる文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修計画 ・ 研修実施記録 ・ 勤務実績表、タイムカード ・ 勤務表
<p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書 ・ 利用契約書
<p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、正当な理由なく指定夜間対応型訪問介護の提供を拒んではないか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込受付簿
<p>6 サービス提供困難時の対応</p>		

<p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難であると認める場合に、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第11条)</p>	<p>・居宅介護支援事業者への 連絡記録</p>
<p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定夜間対応型訪問介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第12条)</p>	<p>・サービス提供票控 ・利用者に関する記録</p>
<p>8 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第13条)</p>	<p>・利用者に関する記録</p>
<p>9 心身の状況等の把握</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、オペレーションセンター従業者による利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び次章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第14条)</p>	<p>・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要 点の写し ・サービス担当者に対する 照会(依頼)内容</p>

<p>10 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第15条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に関する記録 ・情報提供に関する記録
<p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第16条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の届出書控 ・居宅サービス計画書
<p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定夜間対応型訪問介護を提供しているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第17条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・夜間対応型訪問介護計画書
<p>13 居宅サービス計画の変更の援助</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第18条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週間サービス計画表 ・夜間対応型訪問介護計画書
<p>14 身分を証する書類の携行</p>		

<p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第19条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書
<p>15 サービスの提供の記録</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、当該指定夜間対応型訪問介護の提供日及び内容、当該指定夜間対応型訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものであるが、当該費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第20条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・夜間対応型訪問介護計画書
<p>16 利用料等の受領</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定夜間対応型訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定夜間対応型訪問介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第21条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票、別票 ・領収証控 ・請求書控 ・請求書控 ・運営規程 ・重要事項説明書

<p>域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができるものであるが、当該費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>		
<p>17 保険給付の請求の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第22条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供証明書控 (介護給付明細書代用可)
<p>18 指定夜間対応型訪問介護の基本的取扱方針</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>区条例第9号第50条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間対応型訪問介護計画書 ・ 訪問介護記録 ・ サービス提供記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 利用者に関する記録
<p>19 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針</p> <p>指定夜間対応型訪問介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによっているか。</p> <p>(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切</p>	<p>区条例第9号第51条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価を実施した記録 ・ 夜間対応型訪問介護計画書 ・ パンフレット、チラシ

<p>な相談及び助言を行っているか。</p> <p>(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>(6) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 60 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講じているか。</p> <p>(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。</p>		
<p>20 夜間対応型訪問介護計画の作成</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>区条例第 9 号第 52 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間対応型訪問介護計画書 ・ 利用者に関する記録 ・ 相談・助言を記録した書類 ・ 居宅サービス計画

<p>(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。夜間対応型訪問介護計画の変更にあたっては、(1) から (4) までの規定を準用しているか。</p>		
<p>21 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせていないか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第27条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録 ・ 手順書
<p>22 利用者に関する区への通知</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定夜間対応型訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第28条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区に送付した通知に係る記録
<p>23 緊急時等の対応</p> <p>訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>区条例第9号第53条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ 連絡体制に関する書類
<p>24 衛生管理等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置そ</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第33条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理に関するマニュアル ・ 食中毒防止等の研修記録

<p>他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>		
<p>25 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行なっているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第32条の2)</p>	
<p>26 掲示</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定夜間対応型訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第34条)</p>	<p>・ 掲示板場所確認</p>
<p>27 秘密保持等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第35条)</p>	<p>・ 個人情報使用同意書 ・ 従業員の秘密保持誓約書</p>

<p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>		
<p>28 広告</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第36条)</p>	<p>・パンフレット、チラシ</p>
<p>29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第37条)</p>	
<p>30 苦情処理</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、区からの求めがあつた場合には、(3)の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合において</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第38条)</p>	<p>・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情対応記録</p>

<p>は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>31 地域との連携等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めているか。</p> <p>32 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>33 虐待の防止</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>区条例第9号第57条</p> <p>区条例第9号第59条 (準用第40条)</p> <p>区条例第9号第59条 (準用第40条の2)</p>	<p>・運営推進会議の記録</p> <p>・事故対応マニュアル ・区、家族への報告記録 ・再発防止策の検討の記録</p> <p>・虐待防止に関する委員会、指針、研修に関する記録</p>
---	---	--

<p>(3) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>		
<p>34 会計の区分</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>区条例第9号第59条 (準用第41条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類
<p>35 記録の整備</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 居宅サービス計画</p> <p>② 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の登録者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>⑤ 不正の行為によって保険給付を受けようとした場合等の区への通知に係る記録</p> <p>⑥ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑧ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>区条例第9号第58条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に関する記録 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類

V 変更の届出等		
<p>変更の届出等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項</p> <p>法第78条の5第2項</p>	<p>・指定申請</p> <p>・変更届控</p> <p>・運営規程</p>
VI 介護給付費の算定及び取扱い		
<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚厚労省告示第126号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、区に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>(1) 夜間対応型訪問介護費（I）</p> <p>イ オペレーションセンターを設置している事業所において算定しているか。</p> <p>ロ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合は、基本夜間対応型訪問介護費に月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合は、基本夜間対応型訪問介護費にかかる所定単位数を日割り計算して得た単位数で算定しているか。</p>	<p>告示2のイ、告示2のイからロの注1</p>	<p>・加算体制届出</p> <p>・介護給付費明細書</p>

<p>(2) 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）</p> <p>イ 月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合は、基本夜間対応型訪問介護費にかかる所定単位数を日割り計算して得た単位数で算定しているか。</p> <p>ロ 当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において、他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、他の訪問介護事業所のサービスに係る訪問介護費を算定していないか。</p> <p>(3) 基本夜間対応型訪問介護費</p> <p>利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることが出来る体制を整備しているか。</p> <p>(4) 定期巡回サービス費</p> <p>利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が定期巡回サービスを行っているか。</p> <p>(5) 随時訪問サービス費（Ⅰ）</p> <p>利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が随時訪問サービスを行っているか。</p> <p>(6) 随時訪問サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族に同意を得て随時訪問サービスを行っているか。</p> <p>イ 利用者の身体的理由により、1人の訪問介護員等により介護が困難と認められる場合</p> <p>ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>ハ 長期間にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合</p> <p>ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合</p> <p>3 24時間通報対応加算</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する指定夜間対応型訪問介護事業所のうち、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合すると</p>	<p>告示2のロ、告示2のイからロの注1</p> <p>告示2のイからロの別表1の注</p> <p>告示2のイからロの別表2の注</p> <p>告示2のイからロの別表3の注</p> <p>告示2のイからロの別表4の注</p> <p>告示2のイからロの注2</p>	
--	---	--

<p>して区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24 時間通報対応加算として、1 月につき 610 単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準とは以下の全てを満たすものを指す。</p> <p>イ 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。</p> <p>ロ 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。</p> <p>ハ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。</p> <p>ニ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。</p> <p>4 夜間対応型訪問介護事業所と同意地の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定夜間対応型訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) また、指定夜間対応型訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>5 サービス種類相互の算定関係</p> <p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生</p>	<p>告示 2 のイからロの注 3</p> <p>告示 2 のイからロの注 3</p>	
---	---	--

<p>活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。</p> <p>6 認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イを算定している場合</p> <p>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位</p> <p>ロを算定している場合</p> <p>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>●認知症専門ケア加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20</p>	<p>告示2のハ</p> <p>平成27年厚労省告示第95号</p>	
--	------------------------------------	--

<p>人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。</p> <p>●認知症専門ケア加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>7 サービス提供体制強化加算</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が利用者に対し指定夜間対応型訪問介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定の単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>※厚生労働省の定める基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。</p>	<p>告示2のニ</p> <p>平成27年厚労省告示第95号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書 ・職員履歴書 ・出勤簿等 ・研修関係資料 ・業務日誌
--	------------------------------------	---

<p>以下同じ。)の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>（二）当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(3)までに適合するものであること。</p> <p>(2) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>（二）当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p>		
---	--	--

<p>8 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの期間）、基準に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <p>※次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（I） 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、区長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を区長に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 指定夜間対応型訪問介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p>	<p>告示2のホ</p> <p>平成27年厚労省告示第95号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・介護職員処遇改善計画書 ・介護職員処遇改善加算実績報告書 ・その他、従業員の処遇改善について分かる書類
--	------------------------------------	---

<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④ ③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(1) イ(1)から(6)及び(8)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>② 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		
--	--	--

<p>9 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>① 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>② 指定夜間対応型訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>③ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区に届け出ること。</p> <p>(4) 当該夜間対応型訪問介護において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区長に報告すること。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p>	<p>告示2のへ</p> <p>平成27年厚労省告示第95号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・介護職員処遇改善計画書 ・介護職員処遇改善加算実績報告書 ・その他、従業員の処遇改善について分かる書類
---	------------------------------------	---

<p>(6) 指定夜間対応型訪問介護における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること</p> <p>(7) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
---	--	--